

厚生労働省発健0922第3号

平成22年9月22日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官



新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種に関する
委託契約の終了について

昨年4月に新型インフルエンザ(A/H1N1)が海外で発生して以降、厚生労働省においては、死亡者や発症者の数を最小限にすることを最大の目標として掲げ、その対策に取り組んできたところであり、貴職における多大な御協力に厚く御礼申し上げます。

さて、これまで、新型インフルエンザ(A/H1N1)の発生に伴うワクチン接種事業については、「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種に関する事業実施要綱」(平成21年10月13日平成21年厚生労働省発健1013第3号同職通知)に基づき、新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの接種を希望する医療機関と厚生労働大臣との間で契約を締結し実施してきたところであるが、平成22年9月30日をもって当該契約を終了することとしたので通知する。

貴職におかれては、別紙をもって管下の受託医療機関に対する周知徹底方よろしく願います。

なお、厚生労働省においては、本年8月10日の世界保健機構(WHO)の勧告の趣旨や、国内での今年度(2010/2011シーズン)における再流行の可能性は続いていること、ウイルスによる重症化等のリスクが変わるものではないこと等を踏まえ、平成22年10月から新たな新型インフルエンザ(A/H1N1)に係るワクチン接種事業を応急的に行うこととしているので、引き続き、御協力方よろしく願います。



各受託医療機関 殿

「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種に関する事業実施要綱」(平成21年10月13日厚生労働省発健1013第3号)に基づく新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種に関する委託契約については、平成22年9月30日をもって終了する。

平成22年9月22日

厚生労働大臣 細川 律夫

